

中東知的財産ニュースレター Vol.27

サウジアラビア — 知的財産保護の着実な発展

2018年9月に、サウジアラビア商業・投資省及び知的財産総局（SAIP）は、世界知的所有権機関（WIPO）の第58回会議に参加した。今回初めて、SAIPは、WIPO総会に高官レベルの代表団を派遣した。関係当局は、サウジアラビアでWIPOアカデミーが近い将来に設立されることを発表した。これは、SAIPが国内の知的財産の保護に真摯に取り組んでいることを明確に示している。

その後、SAIPは、知的財産権の保護において協力するため、韓国特許庁との覚書に署名した。両国間の知的財産に関する協力の一般的な枠組みの確立と相互協力の推進を目指しているこの覚書では、自動化システムに関連する政策、戦略、計画に関して情報交換のための共同活動を想定している。

サウジアラビア商業・投資省及び知的財産総局（SAIP）は、米国の代表団も迎え、米国特許商標庁（USPTO）とSAIPとの間で締結された覚書（MOU）に基づき、両国間の知財に関する取り組みで協力していくことを再確認した。

国内において、SAIPは、サウジアラビアの知識経済への投資と活性化に積極的に関わってきた。SAIPは、イノベーションと企業家精神に関するワークショップ、知的財産権の研修セッション、知的財産権のエンフォースメントに関するさまざまな側面についてのプレゼンテーションを開催した。

これらは、独自のイノベーションと経済制度を発展させるためのこの国の推進力とモチベーションを示すサウジアラビアの主要なイベントのごく一部にすぎない。

クウェート — 商標の更新のオンライン化

商標の更新は、2018年9月から、クウェート商標局（TMO）に電子的に提出できるようになった。

この新しいプロセスでは、TMOの新しいオンラインシステムに関連文書がアップロードされる。公報でのオンライン公開が後に行われることも注目に値する。

クウェートでの商標の更新に関する重要事項：

- 保護期間：出願日から10年間および同等の期間につき更新可能
- 出願要件：法律上正当と認められる委任状（POA）および登録証明書の写し
- 重要事項：6カ月の猶予期間

カタール、特許法の施行規則の発効

最近、検討を重ねた後に、カタール特許庁は、特許法の施行規則を公開した。この施行規則は、2018年7月5日に発効した。待望されていた施行規則は、より明確な特許登録プロセスへの道を拓くと期待される。

この施行規則は、カタールの現在の手続きを確認するものである。したがって、出願要件は、法律上正当と認められた委任状および国際公報の写しと、公開されている場合は国際調査報告である。保護期間は国際出願日から20年であり、年金は、国際出願日の応当日および特許登録の前に支払わなければならない。支払遅延には、6カ月の猶予期間が適用される。

カタール — 特許異議申立・強制実施許諾委員会の設立

カタール特許庁は特許出願を積極的に審査し、さらに複数の出願に関して決定を下してきたため、出願人と利害関係者がその決定について上訴し、または異議を申し立てる明確な手続きが必要である。知的財産権の登録の進展におけるこの国の取り組みの一環として、カタールは、2018年の省議決定番号154を公布し、特許異議申立・強制実施許諾委員会を設立した。この決定は、2018年7月4日に公報で公開され、2018年7月5日に発効した。

この委員会は特許庁長官が責任者となり、そのメンバーは、経済商務省、カタール教育・科学・共同体開発財団（Qatar Foundation for Education, Science and Community Development）、カタール商工会議所の代表者から構成される。この委員会の主要な職務には、特許および強制実施許諾の登録に関するエンフォースメントと訴訟の取り扱いが含まれる。

オマーン — 特許検索の実現

オマーン特許庁は、実質的に公式の特許検索が可能になったことを発表した。したがって、優先出願または特許協力条約（PCT）に基づく公報の一般的な文献データを使用して、オマーンで出願または登録された特許出願を特許データベースで検索できる。

医薬品の特許に関連する検索の場合は、以下の検索基準も使用できる。

- ジェネリック名
- 化学物質の名前/化学式
- 主なグループ/クラス/カテゴリ
- 発明者

この新しい機能は、オマーンで自由に操作できる検索と分析タイプのプロジェクトを拡張し、ジェネリック医薬品を市場で商品化するリスクを測定するために、望ましいサービスである。

オマーンはGCC特許制度の加盟国であるので、この最近の機能に加えて、GCC特許庁に対する検索を引き続き実行することが推奨される。

トルコ — 国内情勢

アジアと欧州の2大陸を橋渡しする場所にあるトルコは、その地理上、経済的な重要性が高まりつつある。トルコの実質的な自由市場経済の原動力は、工業と、成長し続けるサービスセクターである。自動車、石油化学、電子産業の重要性が高まり、トルコの輸出製品の中で従来大きな割合を占めていた繊維や衣料品のセクターを超えた。

トルコの年間平均 GDP 成長率は、前年比 7%増であった。また、GDP は 2 兆 1,730 億米ドルで、1 人当たり GDP は 26,900 米ドルである。GDP の構成は、農業が 6.7%、工業が 31.8%、サービスが 61.4%である。

2017 年 1 月の工業所有権の保護に関する法律番号 6769 の採択後、現在のトルコは、商標、特許、意匠、著作権、営業秘密の保護に関して、かなり包括的な規制と法律の体系を維持している。この法律によって、トルコの知的財産の枠組みは知的財産権 (IPR) の保有者のニーズに今まで以上に対応し、グローバルな慣行との調和も進むことになるだろう。

2018 年 4 月、欧州委員会は、トルコの政治状況、経済開発、地域問題、及び国際的な義務を評価した報告書を発表した。この調査の第 7 章は、欧州連合の IP に関する *acquis communautaire* に合わせ、トルコが自国の法律を調整する作業が順調に進んでいることを称賛している。欧州委員会は、トルコでは「十分なレベルの準備」ができており、また「前回の報告書で行われた勧告に従って、新しい工業所有権法を採択し、施行していることから、EU の *acquis communautaire* との法律のすり合わせにおいて、順調な進捗状況」を維持することができていると述べている。

欧州委員会は、「この法律が発効したことは、トルコの商標や意匠に関する法律をヨーロッパの IP 法と調整できた点で、そしてトルコの知財権の体系を国際的な協定や慣行に合わせて更新できた点で、前進である」とも記述している。さらに、トルコ特許商標庁が「知的財産権アカデミー」(Intellectual Property Rights Academy) を設立したことや、「商標・特許代理人のための行動規範や懲戒処分に関する規制」(Regulation on the Code of Conduct and Disciplinary Measures for Trademark and Patent Agents) を導入したことからも、トルコは前進していると言える。こうした取り組みによって、トルコ特許商標庁に登録している代理人の「責任に関する法律上の隙間に対処」することができると欧州委員会は述べている。また司法のエンフォースメントについても、「(この法律は) EU エンフォースメント指令との今まで以上の法的なすり合わせを実現することを目指している」と報告されている。報告書によると、トルコ国境での税関業務が強化された結果、関係当局が押収した模倣品の数量は、2016 年には 35%増大した。

このように、トルコでは大幅な前進が見られるものの、依然としてさらなる改善が求められる領域も大きい。欧州委員会は、工業所有権や知的財産権 (IPR) の侵害と闘うエンフォースメント対策を改善するために、専用の IPR 刑事裁判所による廃棄処分手続きを迅速化するべきであると提案している。さらに、模倣品や海賊版に関する意識向上キ

キャンペーンを通じて IPR の保有者との対話を増やしていけば、強力な IPR 保護制度の重要性や経済成長への好影響について、国民を教育することができる。

ほとんどの発展途上国や新興国と同様、トルコの製薬産業と関連する特許を取り巻く環境においても、IP 権の効果的なエンフォースメントを実現できているかの疑問が生じている。このような国では、(1) 現地で発展する製造産業（すなわちジェネリック）、及び (2) 医療費削減を求める政府のニーズという 2 点が、対策の主要な原動力となる。トルコも、周辺地域の多くの国々と同様、国内のニーズとトルコを縛る国際協定との間でバランスを取ることの難しさを経験し始めている。

治療方法についてのクレームの解釈にかかわる最近のあるケースは、トルコの制度が効果的に機能していることを示す好例である。簡単に説明すると、トルコでは、特許権の保護に関する法令番号 551 の第 6e 条に基づき、治療方法についてのクレームは特許可能な対象として認められていない。また、この規定は、それらの方法に関連して用いられる製品・組成物（そのもの）や、その製造プロセスには適用されない。法律内のかかる規定の一般的な解釈によると、治療方法としての製品の使用は、特許可能な対象であると考えられる。しかし、法律内のこの規定や関連する施行規則は、第一、第二、そしてその後の医薬用途をどのように扱うべきかを定義しておらず、スイス型クレームに対する立場も明らかにしていない。

以上を踏まえた上で、欧州特許条約（EPC）の締約国であるトルコには、EPC を介して国内で有効化された「第二医薬用途」の特許を保護する義務がある。したがってトルコは、特定の事項に関して国内法で明確な規定がない限り、EPC の規定を採用している。上記のケースは医薬用途に関するものであり、クレームの形式として認められる。よってトルコでは、EPC2000 の規則が施行される前はスイス型クレームが認められるが、EPC2000 の施行後は、第二医薬用途のクレームが特許可能な対象と見なされるべきである。

2015 年、最高裁は、トルコでの第二医薬用途のクレームに関する特許可能性について、初の判断を示した。しかし最近のあるケースでは、第一審 IP 裁判所が、第二医薬用途の特許可能性についての最高裁の判断を支持しなかった。特許の保有者は IP 裁判所の決定に控訴し、控訴裁判所への上告が行われた（控訴裁判所での決定が最終のものとなり、拘束力を有する）。控訴裁判所の最終判断では、IP 裁判所の決定が覆され、EPC と最高裁の判断に基づき、第二医薬用途のクレームが認められた。

トルコという国は、外国からの投資を歓迎し、これに依存する強い願望を現在も持ち続けている。外国からの投資と国内の開発の間で健全なバランスを保つことができれば、この国が自ら成長するために必ず有益な結果がもたらされるだろう。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 27

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2018年11月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。